

居住地校での「交流及び共同学習」の手引き (居住地校配布用)

改訂版(令和7年度～)



鳥取県立
米子養護学校

〒689-3543 鳥取県米子市蚊屋343番地
TEL (0859) 27-3411 FAX (0859) 27-3420



1) 交流及び共同学習とは

交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒等にとっても、障がいのない児童生徒等にとっても、経験を広め、社会性、豊かな人間性、多様性を尊重する心等多くのことを育むことができる貴重な機会です。

また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障がいのある児童生徒等にとっては、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障がいのない児童生徒等にとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、障がいのある人に対する支援を行う場に積極的に参加したりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障がいのある人と共に支え合う意識をつくり出すことにつながるなど、社会における「心のバリアフリー」の実現に向けて大きな意義があります。

(鳥取県教育員 HP から)

2) 鳥取県立米子養護学校における交流及び共同学習について

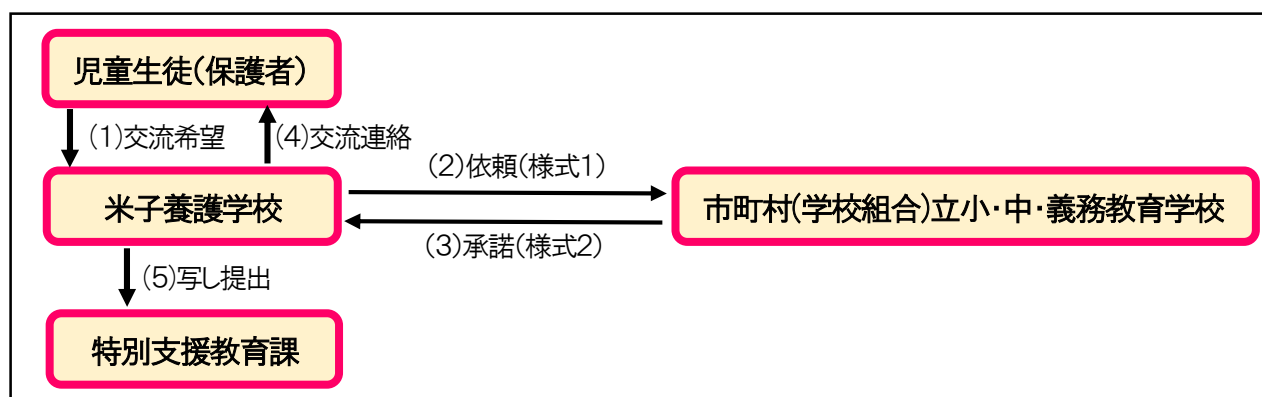
交 流 及 び 共 同 学 習	
○学部の実態により、多くの児童生徒の交流の場を設けることにより、社会性や人間性を育み、好ましい人間関係を育てることを目的とする。 ○地域で学ぶ児童生徒及び人々に鳥取県立米子養護学校児童生徒を理解してもらうことを目的とする。	
周辺地域学校との交流及び共同学習 鳥取県立米子養護学校と周辺地域学校との学校間で行う交流及び共同学習	居住地校での交流及び共同学習 鳥取県立米子養護学校の保護者（児童生徒）が希望し、居住地域の学校の児童生徒と共に行う交流及び共同学習

学部交流目標

小学部	中学部	高等部
1 交流校の友だちと共に学習や遊びを通して経験を増やし、相互理解を図る。 2 交流経験を通して、社会に参加していく意欲を育てる。	1 交流校の友だちとのふれあいの場を通して経験を増やし、社会性を養う。 2 交流経験を通して、社会に参加しようとする意欲や態度を育てる。	1 交流校の生徒との交流を通して共に活動する経験を深め、社会性を養う。 2 地域・社会との交流経験を通して社会の一員としての自覚を深め、積極的に社会参加しようとする意欲や態度を育てる。

3) 居住地校での「交流及び共同学習」の手順

- (1) 保護者から居住地校での「交流及び共同学習」実施の希望を申し出る。
- (2) 米子養護学校は電話で内諾をとり、交流先学校長へ正式に依頼する。(様式1)
- (3) 交流先学校長は承諾後、回答書(様式2)を米子養護学校に送付する。
- (4) 米子養護学校は保護者(児童生徒)に書面で交流実施を伝える。(別途様式)
- (5) 米子養護学校は、依頼書(様式1)と回答書(様式2)の写しを特別支援教育課へ提出する。



- (6) 保護者・米子養護学校・交流先学校の三者で打ち合わせ会を行い、年間計画(様式3)を作成する。年間計画は三者が持つこととする。
※関係者の共通理解、教育課程上の位置付け、指導・評価計画等を十分検討する。
- (7) 米子養護学校は「児童生徒の実態と配慮事項」(様式4)を作成し、交流先学校へ渡す。交流先学校は、「児童生徒の実態と配慮事項」(様式4)を交流及び共同学習が終了するまで保管する(管理徹底)。
- (8) 交流先学校は、『居住地校での「交流及び共同学習」実施計画案』(様式5)を交流及び共同学習実施日の1週間前までに米子養護学校に送付する。
- (9) 米子養護学校は、『居住地校での「交流及び共同学習」実施計画案』(様式5)に児童生徒の留意点を記入し、交流先学校へ返送する。
※交流及び共同学習は、両校の児童生徒の成長につながることを基本とする。
※児童生徒が安心して活動に参加するための見通しを持つことができるよう、担当する教員同士が事前の打合せや情報交換等を入念に行う。
- (10) 交流及び共同学習の実施
- (11) 交流及び共同学習の実施後～反省の実施～
 - ①保護者は『居住地校での「交流及び共同学習」の記録』(様式6)を米子養護学校担任へ提出する。
 - ②米子養護学校・交流先学校は、『居住地校での「交流及び共同学習」の記録』(様式6)ででた保護

者からの意見、要望等を踏まえ反省会で話し合い、それをもとに『居住地校での「交流及び共同学習」のまとめ』（様式7）を作成する。

③次年度以降の交流継続の可否について確認する。

(12) 米子養護学校は、交流及び共同学習終了後、**児童生徒の実態と配慮事項（様式4）**を回収する。

(13) 米子養護学校は実施報告書（別途様式）を特別支援教育課へ提出する。

< 交流及び共同学習に関する追記事項 >

(1) **担任または学部の教員の同行する**交流及び共同学習の実施回数は**年2回まで**とし、1回あたりの実施時間は、児童生徒等の過重負担とならないよう児童生徒等の身体状況等に応じて適切に計画する。

児童生徒は出席扱いとする。

(2) 実施にあたっては、事故の防止等に努めるとともに児童生徒等が在籍する学校の学校長の責任において実施することとする。事故があった場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用となる。

(3) **保護者は送迎**を行い、「交流及び共同学習」に**同席**する。

(4) 直接的な交流だけでなく、手紙や作品を通じての交流、タブレット端末等のICT機器等を活用した交流等、間接的な交流の方法についても検討していく。

(5) 土曜、日曜、祝祭日に実施される交流（居住地校の運動会等）は、米子養護学校の教育活動外の活動となり、担任は同行しない。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外となる。

(6) 交流当日、写真や動画を撮影する場合は、必ず打合会の時に確認・許可を得ておく。

(7) 撮影した写真・動画の持ち出し、SNS 等外部への掲載については、本校及び相手校に相談する。

(8) **3 回目を超えて交流及び共同学習を行う場合は、以下の点に留意する。**

・担任は同行せず、保護者のみの引率とする。

・学習計画については、本校及び相手校と保護者で共有する。

・本校の学習に支障がない範囲での交流及び共同学習とする。

（本校の行事と重なる日については、交流及び共同学習を行わない。）

(9) 「交流及び共同学習」の実施については、今後の国及び県からの通知や方針に則り、居住地校とその都度協議する。

全ての児童生徒が学習活動に参加している実感・達成感を持てるように配慮し、障がいのある児童生徒については、個人に必要な合理的配慮の提供がなされるように両校が協力し合い、充実した交流及び共同学習ができるよう、よろしくお願いします。

居住地校での「交流及び共同学習」様式一覧

居住地校での「交流及び共同学習」の手引き 2～3 ページ中の各種様式は以下のとおりです。実施にあたり、御活用ください。

データは、米子養護学校ホームページ (<https://www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/>) の「交流及び共同学習」内に掲示しますので、御活用ください。

様式 1 「交流及び共同学習の実施について（依頼）」米子養護学校→居住地校
交流及び共同学習実施についての承諾確認の文書です。

様式 2 「交流及び共同学習の実施について（回答）」居住地校→米子養護学校
居住地校から送付される交流及び共同学習実施の正式な承諾文書です。

様式 3 「個人別交流及び共同学習年間実施計画」 共同で作成
打ち合わせ会において三者で話し合い、作成します。（年間 2 回まで）
＊日時の決定が難しいときは、実施月だけでも記入してください。

様式 4 「児童・生徒の実態と配慮事項」米子養護学校→居住地校→米子養護学校
この資料は~~秘~~扱いをお願いします。打ち合わせ会に持参しますので、交流及び共同学習を計画、実施するときの参考にしてください。
居住地校は交流及び共同学習が終了するまで責任を持ってこれを保管し、終了後は米子養護学校が回収します。

様式 5 『居住地校での「交流及び共同学習」実施計画案』
居住地校 ⇄ 米子養護学校
年間計画に基づき、両校で連絡を取り合い作成。居住地校から交流実施日の 1 週間前までに米子養護学校に送付し、米子養護学校担当が学習内容を把握したのち、児童生徒の事前・事後指導を行います。

様式 6 『居住地校での「交流及び共同学習」の記録』 保護者→米子養護学校
保護者は交流及び共同学習終了後に記録を作成し、米子養護学校担任へ提出する。

様式 7 『居住地校での「交流及び共同学習」のまとめ』 共同で作成
「様式 6」をうけて、米子養護学校、居住地校それぞれの学校で反省し、「交流及び共同学習」の様子や児童・生徒の感想等の情報交換を行い、反省会において三者で作成します。次年度以降の参考資料とします。

＊期日の調整、決定（連絡）、は、余裕を持って実施しましょう。

＊児童生徒が活動に参加するための見通しを持たすため、担当する教員同士が事前の打合せや情報交換等を入念に行うようにしましょう。

＊御不明な点、疑問点等、交流に関して必要な情報等は下記担当者まで御連絡ください。

＜連絡先＞

鳥取県立米子養護学校 交流担当

電話：0859-27-3411

ファクシミリ：0859-27-3420

様式 1

第 号
令和 年 月 日

市町村（学校組合）立小（中・義務教育）学校長 様

鳥取県立米子養護学校長
(公 印 省 略)

令和 7 年度交流及び共同学習の実施について（依頼）

このことについて、下記のとおり交流及び共同学習を実施させていただきたいので、よろしく
お願いいたします。

記

1 交流及び共同学習を希望する児童生徒

学部	学年	氏 名	備 考

※ 市町村（学校組合）立学校長の場合、「学部」欄は空欄とする。

※ 交流を希望する学校の校区外に居住する場合、または県外に居住している場合には備考欄に住所を記載する。

2 目 的

3 交流及び共同学習の年間予定

実施時期	活動内容（計画）	教育課程上の取扱
(例) 7月上旬～	水泳学習を一緒に行う（全3回程度の予定）	体育

※ 年間計画の概要を記入する。具体的な実施期日が決定しているものについては「実施時期」欄に記入する。

4 取り決め事項

様式2

第 号
令和 年 月 日

鳥取県立米子養護学校長 様

市町村（学校組合）立小（中・義務教育）学校長
（ 公 印 省 略 ）

令和7年度交流及び共同学習の実施について（回答）

令和 年 月 日付第 号で依頼のあったこのことについて承諾しました。

様式 3

打ち合わせ会の時に保護者（児童・生徒）、居住地校と本校で話し合いのうえ作成します。（米子養護学校作成）

個人別交流及び共同学習年間実施計画

（ ） 学校

米子養護学校 児童・生徒氏名	
居住地校 交流学級・担任名	
米子養護学校 担任名	

○期待される成果

米子養護学校 児童・生徒	米子養護学校担任が記入します。
居住地校 児童・生徒	居住地校で御記入ください。

○交流計画

日 時	交 流 内 容		備 考
	交流及び共同学習（課業日）	交流活動（休業日・休日）	
その他			

* 日時の決定について、難しいときは実施予定の月のみ決定ください。

様式4

不明点、疑問点、相談等は、いつでも米子養護学校担当者及び担任等へ御連絡ください。(米子養護学校作成)

児童・生徒の実態と配慮事項			
			
鳥取県立米子養護学校			
学 年	児童・生徒氏名	担 任	居 住 地 校

観点	児 童 ・ 生 徒 の 実 態
運動機能	
意思の伝達	
日常生活面	
行動・性格	
配慮事項	

居住地校での「交流及び共同学習」に期待すること

この用紙は、交流終了まで居住地校で保管。交流終了後、回収します。

様式 5

交流実施日の1週間前までに送付をお願いします。(居住地校作成)

送付いただいた計画案に本校より配慮事項等記入し、返送します。

第 回 居住地校での「交流及び共同学習」実施計画案

米子養護学校 児童・生徒名 ()
居住地校 () 学校

1 期 日 令和 年 月 日

2 場 所

3 交流内容

4 活動内容及び留意点

時 程	活 動 内 容 (できるだけ具体的に)	米子養護学校 児童・生徒の留意点
		*ここは、米子養護学校が記入し、送付します。 計画案を受けて必要な援助や要望などを記入します。

5 本校児童・生徒の事前及び事後指導について
事前指導 *米子養護学校に希望されることがありましたら記入してください。

事後指導 米子養護学校が記入します。

様式6

居住地校での「交流及び共同学習」の記録

米子養護学校 児童・生徒名 ()

保護者名 ()

令和 年 月 日 () ~	場所
----------------	----

内容		
参加者	米子養護学校 児童・生徒 保護者 教 員	居住地校交流校 児童・生徒 教 員

日程、内容、様子等

時 間	活 動 内 容	児童・生徒の様子

<感想等>

様式 7

交流後の会の時に使用します。気付いた点や今後への要望等をまとめます。（米子養護学校作成）

居住地校での「交流及び共同学習」のまとめ

米子養護学校 児童・生徒氏名	学部 年
居住地校 交流学級・担任	
米子養護学校 担任	

○期待される成果（様式 3 参照）

米子養護学校 児童・生徒	
居住地校 児童・生徒	

○居住地校での「交流及び共同学習」実施

日時	居住地校での「交流及び共同学習」内容

○成果と課題

来年度への要望、その他